

## 第17回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年11月25日(水) 9時25分～10時05分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 富永 勝志 ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二  
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

- 諮問第12号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について  
議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第51号 非農地証明願いについて  
議案第52号 農用地利用集積計画について

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
久保田真一郎 (次長兼管理係長)  
大田 豊茂 (管理係)  
榎木 海斗 (管理係)  
濱崎 春香 (管理係)  
○ 農政課 猿楽 優介 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さん、おはようございます。

定刻より若干早いですが、第17回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、11番石坂 務委員、1番 新穂 敏憲委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第17回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。11月6日、阿久根市役所で開催された市民表彰式に出席をし、11月9日には、西平市長に出席をいただき、私と石坂会長代理、第1分科会会長の松下委員、第2分科会会長の富永委員、それと谷口局長、久保田次長、榎木主事の出席で、平成28年度の農政予算の市長建議を行いました。

なお、この内容等につきましては、後ほど事務局から報告がありますので、ご了承ください。

11月12日には、ABCパレスで開催された県農業会議主催の北薩地域農業委員研修会に、私以下8名の農業委員と久保田次長、榎木主事でお席をいたしております。

また、11月19日から20日には、北薩地区農業委員会連絡協議会の先進地研修に、私と谷口局長でお席をし、熊本市の農事組合法人熊本すぎかみ農場と、山鹿市の農事組合法人アグリつぶくろ、みなまた観光物産館まつぼっくりにおいて、農地中間管理事業や耕作放棄地の解消等の取り組みなどについて、研修視察をいたしております。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第4 諮問第12号**

**農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について**を議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (猿楽 優介)

おはようございます。

農政課の猿楽です。

私の方から諮問第12号について、ご説明いたします。

諮問第12号は農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について、お伺いするものです。

今回ご審議いただきます案件は、農用地区域の用途区分の変更1件であります。

本件の事業内容につきましては、去る11月17日に農政推進会議委員であります会長及び第1・第2分科会長による現地調査を実施していただいております。

以下、内容についてご説明いたします。

( 諮問資料にて説明 )

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

5 番委員 (堂後 善人)

自分でも初殻を使うと言うことですが、農地法上詳しくなかったということですが、特に出身が〇〇町であるならば、他の市町村であるならば尚のこと、かなり確認等色々注意してやるべきことだったと思うのですが、〇〇町で甘藷を作っているのかよく分かりませんが、えらく離れたところから運ばれるのか、なぜここだったのか、そこをお伺いしたいと思います。

農政課 (猿楽 優介)

〇〇〇を阿久根市に設置されたというのは、〇〇町の圃場が限られているということで、〇〇町で確保するというのが難しかったと。

阿久根市の方でお付き合いのある〇〇〇〇さんを通じて土地を探されたということでした。

選定に当たっても、このほかの場所も検討されたようですが、〇〇〇が近くに無いところで考えた時に、最終的にここを選ばれたということでした。

議長 (田嶋 輝男)

5 番委員、よろしいですか。

5 番委員（堂後 善人）

分かりました。

議長（田嶋 輝男）

ほかに質疑ございませんか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。

諮問のとおり変更することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については異議がない旨を答申することに決定いたします。

## **日程第5 議案第49号**

**農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局（大田 豊茂）

それでは、議案第49号についてご説明いたします。

議案書の3ページから4ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は9件であり、賃借権設定が1件で所有権移転が8件であります。

なお、今回の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要

件の全てを満たしております。

また、11月16日に10番委員及び11番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1から4の所有権移転について、地図は1ページから4ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇〇 〇さんであります。

〇〇〇さんは現在、甘藷・水稻の生産を行い、年間170日程度、農業に従事されております。

申請地はいずれも甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号5の所有権移転について、地図は5ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、甘藷・季節野菜等の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。

申請地は季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号6の所有権移転について、地図は6ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇市〇〇町にお住いの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、甘藷・水稻の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号7・8・9の所有権移転及び賃借権の設定について、地図

は7ページから10ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、有限会社〇〇〇〇〇〇で従業員として働いており、年間300日程度、農業に従事されております。

申請地は果樹を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま  
す。なお、〇〇さんは新規就農者でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

10番委員 (松下 輝男)

それでは、農地法第3条の許可申請について、報告します。

11月16日に11番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

申請地は、いずれも耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作することによって、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第6 議案第50号**  
**農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。  
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)  
おはようございます。  
それでは、議案第50号について説明いたします。  
議案第50号について説明いたします。  
今月の農地法第5条の許可申請は7件です。  
11月16日に10番委員及び11番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。  
それでは、整理番号1から順次説明いたします。











本申請は既に工事を行い設置されておりますが、申請人も農地転用が必要であることをよく知らずに工事をしてしまったことでの始末書の添付があり、悪意は無く、また周囲への影響も無いことから、許可相当であると調査してまいりました。

整理番号3につきまして、申請地周囲は南西側市道、他は畑と田でございました。

申請地は2m程切り土をされますが、ブロック積み施工をされることから、農地への悪影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

整理番号4につきまして、申請地番号4-①②の周囲は西側原野及び畑、他は市道及び畑でございました。

申請地番号4-③④の周囲は、東側山林及び田、西側畑、他は市道及び山林でございました。

申請地は、0.5m程切り土を行われますが、法面保護をされることから、農地への悪影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

整理番号5につきまして、申請地周囲に農地は無く、北側宅地、東側市道、他は現況・山林でございました。

申請地はそれぞれ1m程、切り土及び盛り土をされますが、法面保護をされることから、周囲への影響もなく許可相当であると調査してまいりました。

整理番号6につきまして、申請地周囲に農地は無く、北側宅地、南側雑種地、他は市道でございました。

申請地は現状のまま使用されることから、周囲への影響もなく許可相当であると調査してまいりました。

整理番号7につきまして、申請地周囲は南側雑種地、東側国道、北側田、西側水路でございました。

申請地は0.5m程盛り土を行われますが、法面保護をされることから、周囲への影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)  
調査員の報告が終わりました。  
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。  
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに  
決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### **日程第7 議案第51号**

**非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で

判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第 8 議案第 5 2 号**

**農用地利用集積計画について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第 5 2 号 平成 2 7 年農用地利用集積計画書第 1 1 号について、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成 2 7 年 1 2 月 1 日となります。

それでは、まず 1 ページをご覧ください。

( 議案資料にて説明 )

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第 5 2 号 平成 2 7 年農用地利用集積計画書の第 1 1 号は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)  
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
以上で提案された議案は全て終了いたしました。  
それでは、その他に皆さん方から報告等がありましたならお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
事務局は、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)  
ございません。



議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:05